主催：株式会社KACHIEL
第2期：資産税完全マスター研究会⑤

生前対策④
事業承継編

令和２年１１月４日（水）

税理士法人レディング　代表
税理士･公認会計士　木下勇人

相続・事業承継の俯瞰方法
（第１回　再掲）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

相続・事業承継問題を本気で考える

税理士法人
レディング

相続：
１．全ては分け方（遺産分割）の問題となる
２．分けた先に相続税の納付問題がある
３．遺言がなければ法定相続分、遺言があっても遺留分の問題が残る

→ 最後は資金確保の問題に終着する（計画的な資金確保が必要）
→ 関連法人があれば、相続時にどうやって法人から資金を回収するか

事業承継：
１．株がいくらかになっているかを把握することからスタートする（Not簿価純資産）
２．会社の経営状態を把握する必要がある（ひと・もの・かね・情報）
３．会社を承継させるということは、「株式の承継」「経営の承継」と理解する

→ 事業承継を「株式の承継」と捉えると、「相続」は「事業承継」を包含する
→ 事業承継を「経営の承継」と捉えると、ビジネスの承継となり広い概念となる

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

事業承継の方向性（親族**内**承継）

税理士法人 レディング

① ・経営承継

事業の将来性は？

② ・後継者教育

親族に
後継者がいる！

③ ・資産承継

自社株を中心に
事業性資産を承継

- 事業性資産
- 流動性資産
- 事業外資産

★贈与税（生前：対価無）
★譲渡税（生前：対価有）
★相続税（相続：対価無）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

事業承継の方向性（親族**内**承継）

税理士法人
レディング

▪ 個人資産についての３色分け

１）事業性資産
→ 自社株、事業用資産（土地、貸付金など）
→ 事業後継者へ引継がせる必要あり
→ 自社株についての株価特性を知っておく必要あり（∵将来の移転コスト予想）
→ 現状の株主構成をしっかりと把握する必要あり　（∵経営権の安定）

２）流動性資産
→ 現預金、有価証券などの換金性が高いもの
→ 相続税の納税資金、相続人全員の公平感を得るための調整資金

３）事業外資産
→ 自宅や嗜好品など、換金性が低いもの
→ 分割が困難になりやすい資産

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

事業承継の方向性（親族**内**承継）

税理士法人
レディング

▪ 資産承継手法は３つのみ

１）譲渡
→ 対価有り（ただし、後継者側の資金負担が重い）
→ 現経営者側（譲渡側）に譲渡税（20.315%）

２）贈与（暦年・精算課税・自社株のみ納税猶予（暦年or精算課税）
→ 対価無し
→ 後継者側に贈与税（税率が高い）
→ 特別受益・遺留分の存在を忘れない

３）相続又は遺贈
→ 相続発生時点で、財産を取得した側で相続税
→ 事業性資産の承継については、少なくとも「遺言」を作成する必要あり
→ 特別受益・遺留分の存在を忘れない
→ 平成３０年度税制改正（特例事業承継税制の導入）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

事業承継の方向性（親族**外**承継）

税理士法人
レディング

① ・経営承継

将来の事業性がない・・・NG

② ・後継者教育

親族に後継者がいない・・・NG

③ ・資産承継

売却後の金融資産を中心に承継を検討

- 事業性資産
- 流動性資産
- 事業外資産

★贈与税（生前：対価無）
★譲渡税（生前：対価有）
★相続税（相続：対価無）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

事業承継の方向性（親族**外**承継）

税理士法人 レディング

・株式売却に
・事業譲渡→清算

・株式売却と同時に
相手先会社へ売却

▪ 個人資産についての３色分け

１）事業性資産
→ 自社株、事業用資産（土地、貸付金など）
→ 事業後継者へ引継がせる必要あり
→ 自社株についての株価特性を知っておく必要あり（∵将来の移転コスト予想）
→ 現状の株主構成をしっかりと把握する必要あり　（∵経営権の安定）

２）流動性資産
→ 現預金、有価証券などの換金性が高いもの
→ 相続税の納税資金、相続人全員の公平感を得るための調整資金

３）事業外資産
→ 自宅や嗜好品など、換金性が低いもの
→ 分割が困難になりやすい資産

現金化した資産を次世代に
承継させるという意味では
承継は未了と考えられる。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

株式分散の主な原因とその問題点

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

株主構成チェック事項

■株主構成（名義株式対策）

- 別表2をまずはチェック
- 株主名簿があれば必ず確認
- 過去の別表2や株主名簿の変遷を辿り、株主構成の変化を捉える
- 旧商法時代に設立した会社（発起人最低7人）は特に注意！
- 設立当初からオーナー家族が株主の会社も特に注意を要する！
- 商業登記法改正により義務化された「株主リスト」との整合性を図る（平成28年10月1日以降）

■株主構成（その他）

- オーナー一族以外の株主がいるか否か？（少数株主の存在）
- 少数株主がいる場合、相続発生の有無、認知症罹患の有無
- 少数株主がいる場合、Ｍ＆Ａでの売却が困難に
- 早期の買取り等、早急な検討事項と捉える

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

資産移転プランの検討（会社オーナー編）

税理士法人 レディング

個人（父）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
不動産（自宅：同居）	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（５０％）	×××		
会社貸付金	×××		
会社建物敷地	×××		

個人（母）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（２０％）	×××		

問題点は？

個人（長男）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
上場株式等	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		

個人（長女）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

自社株分散によるリスク（名義株）

税理士法人
レディング

☑ **名義株の存在リスク（実質株主≠名義株主）**

１．旧商法時代（平成2年の商法改正前）における発起人最低7人必要なケース
２．相続税対策（出資せずに名義のみ次世代にしておく）のケース
３．破産歴や処分歴のある人が会社経営するケース

☑ **問題点**

１．名義株主の死亡時におけるリスク
　→　名義株主の相続人に相続税負担の可能性あり
２．名義株主と実質株主の死亡時におけるリスク
　→　とちらか若しくは双方が亡くなると相続人は当時の事情を把握していない可能性あり
　→　各相続人間で意見不一致や、実質株主と誤解して会社へ権利行使の可能性あり
３．Ｍ＆Ａ（親族外承継）時におけるリスク（ＩＰＯも同様）
　→　買い手にとってのリスクとなるため、法務ＤＤの検証対象
　→　実質株主が判明しない場合には、Ｍ＆Ａ不成立の可能性あり
４．事業承継時のリスク
　→　実質株主であっても名義が異なれば株式承継させられない
　→　議決権割合にも影響あり

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

自社株分散によるリスク（名義株）

税理士法人
レディング

☑ 名義株に関する実質判断

・最高裁判所昭和42年11月17日判決

「他人の承諾を得てその名義を用い株式を引受けた場合においては、名義人すなわち名義貸与者ではなく、**実質上の引受人**すなわち名義借用者がその株主となる」

①株式取得資金の拠出者
②名義貸与者と名義借用者との関係その間の合意の内容
③株式取得の目的
④取得後の利益配当金や新株等の帰属状況
⑤名義貸与者及び名義借用者と会社との関係
⑥名義借の理由の合理性
⑦株主総会における議決権の行使状況等

・平成23年2月28日東京地方裁判所判決

「実質上の株主の認定に当たっては，**株式の取得代金ないし払込金の出捐者**，**名義貸与者と名義借用者との関係**，**名義借りの理由**等を総合的に考慮して判断すべきである。」

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

自社株分散によるリスク（名義株）

税理士法人
レディング

☑ 名義株に関する実質判断

１．資金フロー
（１）出資時の資金負担に関する資料
・設立時の法人銀行口座、送金記録、個人の預金通帳等
（２）配当金受取の資料
・配当時の法人銀行口座、送金記録、個人の預金通帳等

２．株主の権利行使
（１）配当金受領
・支払調書の名義は実質株主
・個人の確定申告も実質株主
（２）株主総会の招集通知
・送付先は実質株主宛
（３）（株券発行会社であれば）株券保管
・株券保管は実質株主

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

自社株分散によるリスク（役員・従業員）

☑ **役員・従業員の株式保有リスク（≠持株会）**

１．福利厚生アップ目的
２．モチベーションアップ目的

☑ **問題点**

１．持株会がなければ、退職時に株式を買い戻さなければ、リスクが健在化する
→ 退職後に買い戻す場合における「金額交渉」の問題
→ 退職後に買い戻す場合における相手方の「認知症リスク」の問題
→ 退職後に買い戻す場合における相手方の「相続発生リスク」の問題

２．持株会がなければ、在職中の死亡時にリスクが健在化する
→ 在職中に死亡した場合、包括承継により相続人が相続するため
買い戻せるか否かは「相続人等に対する株式売渡請求」の存在次第
→ ただし、財産財源の問題は残る

３．少数株主権の行使リスク

４．譲渡承認請求リスク

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

自社株分散によるリスク（役員・従業員）

税理士法人
レディング

☑ **相続税対策の結果としての親族への移動による株式保有リスク**

１．会社経営に関係のない親族への「配当還元方式」を用いた株式移動
２．株価低下時（多額の借入れ、業績の一時的な悪化、退職金支給など）に
　　後継者以外の親族への贈与実行

☑ **問題点**

１．後継者への集約方法
　→ 後継者の財源問題
　→ 自己株式の取得（金庫株）における売主追加請求権行使リスク

２．相続発生による、さらなる分散化

３．少数株主権の行使リスク

４．譲渡承認請求リスク

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

自社株の分散によるリスク（例：少数株主権）

税理士法人 レディング

少数株主権	行使要件	根拠法令
会社の解散の訴え	総株主の議決権の10分の1以上又は発行済み株式総数の10分の1以上	会社法833①
役員の解任請求権	総株主の議決権の100分の3以上又は発行済み株式総数の100分の3以上	会社法854①
会計帳簿閲覧・謄写請求権	総株主の議決権の100分の3以上又は発行済み株式総数の100分の3以上	会社法433①
株主総会の招集請求権	総株主の議決権の100分の3以上	会社法297①
株主提案権	（取締役会設置会社） 総株主の議決権の100分の1以上又は300個以上の議決権	会社法303②
株主名簿閲覧権	1株又は1単元	会社法125
株主代表訴訟提起権	1株又は1単元	会社法847

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

少数株主権の行使（会計帳簿閲覧・謄写請求権）

（会計帳簿の閲覧等の請求）
第四百三十三条　**総株**主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）**の議決権の百分の三**（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）**以上の議決権を有する株主**又は**発行済株式**（自己株式を除く。）**の百分の三**（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）**以上の数の株式を有する株主**は、**株式会社の営業時間内は**、**いつでも**、**次に掲げる請求をすることができる**。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
一　会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二　会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

２　前項の請求があったときは、**株式会社は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。**
一　当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
二　請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
三　請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。
四　請求者が会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求したとき。
五　請求者が、過去二年以内において、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

３　株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、会計帳簿又はこれに関する資料について第一項各号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

４　前項の親会社社員について第二項各号のいずれかに規定する事由があるときは、裁判所は、前項の許可をすることができない。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

少数株主権の行使（会計帳簿閲覧・謄写請求権）

税理士法人
レディング

1．計算書類当の閲覧・謄本交付請求（会社法442③）との違い
→ 請求対象が、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書
→ そもそも定時株主総会において取締役により提出予定

2．閲覧可能な資料その他
→「会計帳簿又はこれに関する資料」
→「会計帳簿」：総勘定元帳、現金出納帳、仕訳帳などが該当
→「これに関する資料」：契約書、領収書、伝票などが該当

→ 総株主の議決権の100分の3以上、
または発行済み株式の100分の3以上有する株主

→ **少数株主が閲覧することで、**
・株主代表訴訟（会社法847）の要否検討
・取締役の不正行為調査など可能性

→ 少数株主が会社経営に影響を及ぼす可能性あり

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

自社株分散によるリスク（株式譲渡承認請求）

☑ **株式譲渡承認請求リスクの顕在化**

→ 退職時に取得価額で買戻すことを口約束していたが、買い戻さずに退職

→ 後日、**株主**から「株式譲渡承認請求」の書面が送付
買主は名も知らない**ブローカー**の可能性あり

→ **ブローカー**の株式取得防止するために
「譲渡承認機関による承認」が必要となっている（非公開会社）

→ ただし、会社が承認しない場合、株主から請求されれば、
会社又は会社が指定する者が買い取らなければならない。

→ **純資産株価（簿価）を前提に54日又は24日以内に買取準備をしなければ、承認したものとみなされる。**

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

譲渡制限株式に関する譲渡承認請求手続き

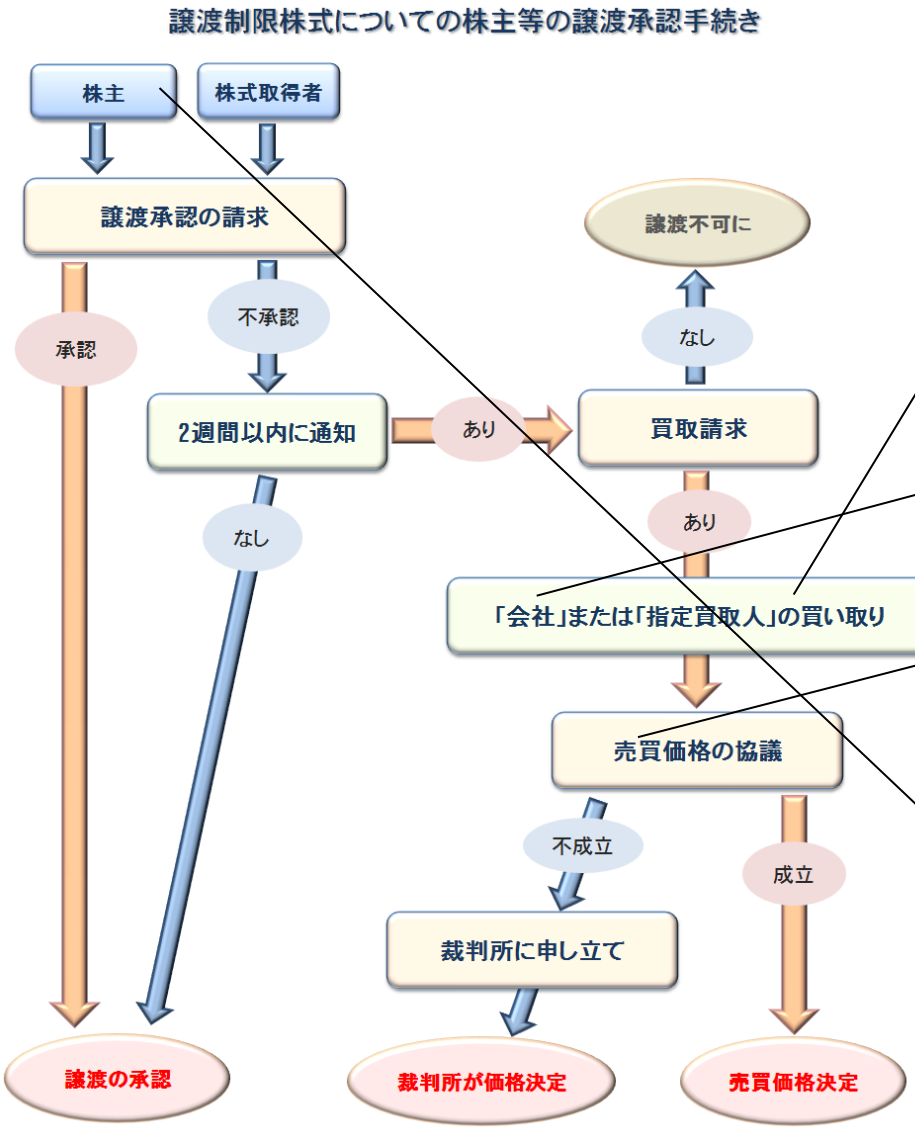

・「買い取る旨」「株式数」を40日以内に通知
・買主側：
　その際に買取金額を供託所に供託
・売主側：
株券発行会社の場合には株券の供託が必要

・会社が買い取る場合、特別決議
・自己株式なので、財源規制あり

・税法上の株価か否かは問わない
・あくまで協議

・株主が現金化したい場合、　通常はこの手続きではなく、相対での交渉から進める
・価格で問題なければ譲渡承認手続へ
・価格で折り合いがつかなければ、誰か知り合いへの譲渡承認請求を行い、この手続きにのせる

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

譲渡制限株式に関する譲渡承認請求手続き（法務①）

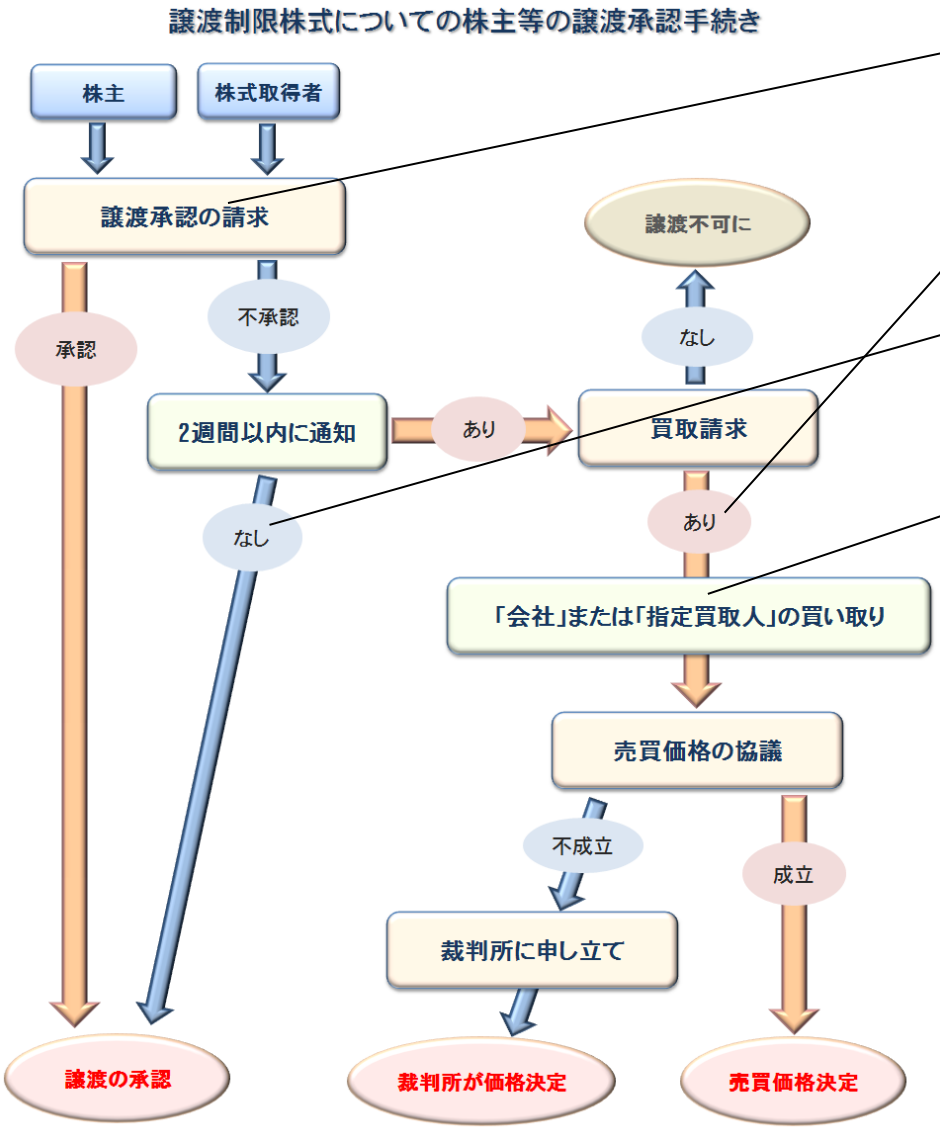

・通常は株主からの請求（会136①）
・株式取得者からの請求は稀（会137①）
→　株主は法定事項を明らかにする必要あり
（買取請求もここ！　会138①）
→　承認機関はどこ？
（取締役会、株主総会、代表取締役）

・会社は**2週間以内**に決定通知しなければ、
譲渡承認を決定したものとみなされる（会145①）

・会社は買取人を指定する必要あり（会140①）
→　株式の一部承認は不可
→　全ての株式につき
「会社」「指定買取人」の双方は可
１．「会社」が買い取る場合、特別決議が必要
（会140①②、309②(1)）
→　譲渡承認株主は議決権行使不可（会140③）
→　財源規制あり
→　**譲渡承認しない旨の通知をしてから40日以内**に
（１）買取通知
（２）供託（@純資産×譲渡承認株式数）
（３）供託を証する書面の交付
上記を期日以内に実行しない場合、
譲渡を承認したものとみなされる（会145(2)(3)）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

譲渡制限株式に関する譲渡承認請求手続き（法務②）

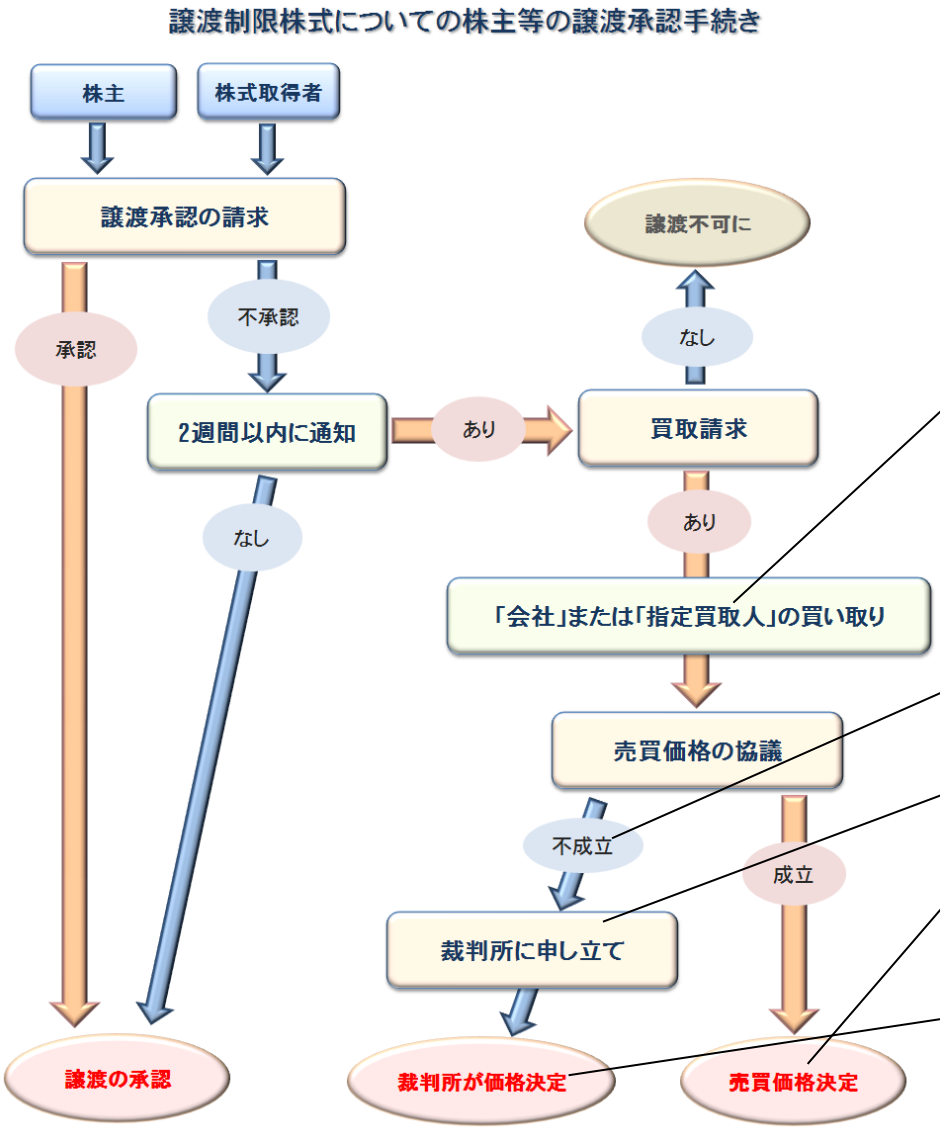

２．「指定買取人」が買い取る場合、取締役会決議（会140⑤、309②(1)）
→ **譲渡承認しない旨の通知をしてから10日以内**に
（１）指定・買取通知
（２）供託（@純資産×譲渡承認株式数）
（３）供託を証する書面の交付
（会145(2)(3)）
→ 上記を期日以内に実行しない場合、
１．「会社」が買い取る以外方法はない
→ 特別決議、財源規制など法令順守する必要あり
＋α 上記１．（３）、２．（３）により
供託を証する書面の交付を受けた請求者は
交付を受けた日から1週間以内に「株券」を
供託し、その旨を会社へ通知する必要あり

・協議（会144①⑦）が不成立の可能性が大

・買取通知があった日から20日以内、申立て

・買取通知があった日から20日以内、申立てがない場合、@純資産×譲渡承認株式数 で決定（会144⑤⑦）

・収益AP、原価AP、マーケットAPにより決定（会144③⑦）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

解決手法（協議による株式買取）

☑ 財源の問題　&　売却する側の手取額の問題

➡ 父による買取可能性の検討（**譲渡承認請求**）
→ キャッシュリッチであれば、父による買取の可能性は残ります。
→ 事業承継税制（特例）を適用する予定があれば、株式買取後に特例適用する
→ 売却側は譲渡所得課税で済むため、手取額が残りやすい
→ 税務上の適正株価は、原則的評価であるため高額になりやすい
→ ただし、最後は交渉であり、課税リスクは残るものの金額を抑えた方が買取側には有利

➡ 長男による買取可能性の検討（**譲渡承認請求**）
→ 通常は十分な買取資金がないため、買取可能性は低い
→ 買取資金を会社から引っ張るためには、会社貸付・役員報酬増額などになるが
会社に余裕資金が必要となる

➡ 自社での買取の場合、**金庫株**としての処理（**株主総会の特別決議**）
→ いくらまで買取資金としての余裕があるか（計画的に資金を蓄積する必要あり）
→ 優良法人であれば、金融機関からの融資につく可能性がある
→ 売却側にみなし配当課税の問題（金額次第で中和される可能性あり）
→ 税務上の適正株価はいくらになるか？（配当還元でOK？、金額交渉の可能性）
→ **売主追加請求、財源規制の問題など法務リスクあり**

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

解決手法（金庫株：特別決議のリスク）

税理士法人 レディング

1．父相続開始前（二次相続）

役職	続柄	持株数	持株割合	議決権数	議決権割合
社長	父	45	45%	45	45%
専務	長男	20	20%	20	20%
常務	次男	15	15%	15	15%
平取	三男	15	15%	15	15%
監査役	長男妻	5	5%	5	5%
		100	100%	100	100%

出典：木下勇人／清文社　税理士が身につけるべきコーディネート力

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

解決手法（金庫株：特別決議のリスク）

税理士法人 レディング

２．父相続開始後（二次相続発生）

役職	続柄	持株数	持株割合	議決権数	議決権割合
	父		0%		0%
社長	長男	65	65%	65	65%
専務	次男	15	15%	15	15%
常務	三男	15	15%	15	15%
監査役	長男妻	5	5%	5	5%
		100	100%	100	100%

長男ﾌｧﾐﾘｰ	70	70%	70	70%

出典：木下勇人／清文社　税理士が身につけるべきコーディネート力

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

解決手法（金庫株：特別決議のリスク）

税理士法人 レディング

３．相続による長男取得後、長男による納税資金確保のため35株の金庫株実施
→　金庫株取得のための特別決議では承認された（長男には議決権なし）

役職	続柄	持株数	持株割合	議決権数	議決権割合
	父		0%		0%
社長	長男	30	30%	30	46%
専務	次男	15	15%	15	23%
常務	三男	15	15%	15	23%
監査役	長男妻	5	5%	5	8%
金庫株		35	35%		0%
		100	100%	65	100%

長男ファミリー		35	35%	35	54%

→特別決議が通せない

出典：木下勇人／清文社　税理士が身につけるべきコーディネート力

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

株式管理手法（日常編）

税理士法人
レディング

１．定款整備

（１）株式の譲渡制限

→　譲渡承認請求における買取財源の問題

（２）株券不発行

→　株券発行リスクを常に意識（譲渡や親族外承継）

（３）相続人等への売渡請求

→　少数株主による「会社のっとり」リスクあり（後述）

（４）自己株式の取得における売主追加請求権の排除（会社法164①）

→　他の株主の売却機会を排除

→　株主全員の同意が必要（会社法164②）

２．株主名簿の作成・管理

☑　真の株主の存在把握に努める（所在不明株主の存在）

☑　所在不明株主や名義株が存在する場合、Ｍ＆Ａの成否に影響

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

会社貸付金発生の原因把握

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

貸付金による相続税への影響

税理士法人 レディング

■会社への貸付金の相続税に与える影響

会社Ｂ／Ｓ上、役員借入金2億円の計上あります。
→　個人側では、2億円の相続財産（貸付金）として認識されます。
→　個人側の相続税実効税率30%と仮定すると、6,000万円の相続税負担となります。
→　会社の資金繰りが厳しく、返済困難であっても当局の捉え方は厳しいとお考えください。
→　従いまして、貸付金解消につき、早急な対応が必要になります。

B/S

役員借入金	200,000,000

⇔

個人財産	
貸付金	200,000,000

資本金	10,000,000
資本準備金	0
繰越利益剰余金	300,000,000
株主構成	父　：50% 長男：50%

→　繰越欠損金なし
→　父給与3,000万円
→　長男給与1,000万円

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

発生原因の例示

税理士法人
レディング

貸借対照表に役員借入金が計上されるケース（代表例）

① **会社の運転資金**に自分の預貯金や生活資金を回していた。

② 会社の決算を大きく黒字にしないために、**役員報酬を高く設定したものの資金が不足して未払い**として残っている。

③ 個人の不動産を会社に貸し付けていて、その**家賃を受け取っていなかった**。

④ **設備投資や不動産投資**の際、金融機関ではなく社長から借入れ、返済できていない。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

会社への社長貸付金

税理士法人 レディング

■ 社長の気持ち

- **会社を順調に経営していくことが最重要事項としてきた**
- **個人 ＝ 法人 という感覚で一生懸命働いてきた。**
- **会社に借入金や未払金があったとしても、返済してもらうつもりはない。**

しかし、現実問題は・・・

- ☑ 社長個人の会社への貸付金として、相続財産に取り込まれます！
- ☑ 会社の資金繰りが厳しい状態であったとしても、
事業が継続している限りは、満額が相続財産となる裁決例あり！

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

財産評価基本通達204

■貸付金債権等の元本価額の範囲

204　貸付金、売掛金、未収入金、預貯金以外の預け金、仮払金、その他これらに類するもの（以下「貸付金債権等」という。）の価額は、次に掲げる元本の価額と利息の価額との合計額によって評価する。

（1）　貸付金債権等の元本の価額は、その返済されるべき金額

（2）　貸付金債権等に係る利息（208«未収法定果実の評価»に定める貸付金等の利子を除く。）の価額は、課税時期現在の既経過利息として支払を受けるべき金額

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

財産評価基本通達205

■貸付金債権等の元本価額の範囲

205　前項の定めにより貸付金債権等の評価を行う場合において、その債権金額の全部又は一部が、課税時期において**次に掲げる金額に該当するとき**その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときにおいては、それらの金額は元本の価額に算入しない。（平12課評2-4外・平28課評2-10外改正）

（1）　債務者について次に掲げる事実が発生している場合におけるその債務者に対して有する貸付金債権等の金額（その金額のうち、質権及び抵当権によって担保されている部分の金額を除く。）

イ　手形交換所（これに準ずる機関を含む。）において取引停止処分を受けたとき
ロ　会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があったとき
ハ　民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があったとき
ニ　会社法の規定による特別清算開始の命令があったとき
ホ　破産法（平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の決定があったとき
ヘ　業況不振のため又はその営む事業について重大な損失を受けたため、その事業を廃止し又は6か月以上休業しているとき

（2）　更生計画認可の決定、再生計画認可の決定、特別清算に係る協定の認可の決定又は法律の定める整理手続によらないいわゆる債権者集会の協議により、債権の切捨て、棚上げ、年賦償還等の決定があった場合において、これらの決定のあった日現在におけるその債務者に対して有する債権のうち、その決定により切り捨てられる部分の債権の金額及び次に掲げる金額

イ　弁済までの据置期間が決定後5年を超える場合におけるその債権の金額
ロ　年賦償還等の決定により割賦弁済されることとなった債権の金額のうち、課税時期後5年を経過した日後に弁済されることとなる部分の金額

（3）　当事者間の契約により債権の切捨て、棚上げ、年賦償還等が行われた場合において、それが金融機関のあっせんに基づくものであるなど真正に成立したものと認めるものであるときにおけるその債権の金額のうち(2)に掲げる金額に準ずる金額

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

貸付金評価に関する裁決事例

税理士法人
レディング

１）相続税の申告期限前に同族法人に対する貸付金の一部が受贈益として確定しているからその部分について回収不能であるとする請求人の主張を排斥した事例（平成14年2月26日裁決）　→ ×

２）代償債権の評価に当たり、その一部は、回収が著しく困難であると認定した事例（平成14年11月28日裁決）　→ ▲

３）貸付金債権につきその回収が不可能又は著しく困難と見込まれる事実は認められないのでその元本価額で評価すべきとした事例（平成19年10月10日裁決）　→ ×

など　その他多数あり

※当局の考え方はかなり厳しい！

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

現物出資等に対する規制（事業承継税制）

■規制の趣旨
先代経営者の個人資産を無制限に承継会社の株式に付け替えることを防止する為

■規制の具体的内容
贈与前3 年以内、又は相続開始前3 年以内に後継者及び後継者の同族関係者から承継会社に対して行われる現物出資及び贈与（以下「現物出資等」という。）の価額が、贈与時又は相続開始時における承継会社の総資産の時価に対し、**70%以上**となる場合には、**納税猶予を受けることができない**（措法70 の7㉙）。

■留意点
資産管理型会社の規制ではその判定基準に帳簿価額を使用するのに対し、ここでは**時価（財産評価基本通達による相続税評価額）**が用いられる（措通70 の7-50）。

$$\frac{\text{贈与前又は相続の開始前 3 年以内の現物出資等資産の価額の合計額(相続税評価額※)}}{\text{承継会社の資産の価額の合計額(相続税評価額※)}} \geqq \frac{70}{100}$$

※納税猶予に係る株式等の贈与時又は相続の開始時における相続税評価額による（措通 70 の 7−50）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

条文確認（措法70 の7㉙）

■租税特別措置法70の7

２９　第一項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が同項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得をした資産（同項の贈与前三年以内に取得をしたものに限る。第二号において「現物出資等資産」という。）がある場合において、同項の贈与があつた時における、第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の七十以上であるときは、当該経営承継受贈者については、同項の規定は、適用しない。

一　当該認定贈与承継会社の資産の価額の合計額
二　現物出資等資産の価額（当該認定贈与承継会社が第一項の贈与があつた時において当該現物出資等資産を有していない場合には、当該贈与があつた時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額）の合計額

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

通達確認（措通70 の7-50）

■租税特別措置法基本通達70の7-50
（措置法第70条の7第29項各号の価額の意義）
70の7-50　措置法第70条の7第29項第1号の「認定贈与承継会社の資産の価額」及び同項第2号の「現物出資等資産の価額」は、対象贈与があった時における評価基本通達の定めにより算定した価額をいうことに留意する。（平21課資2-7追加、平22課資2-14、平26課資2-12、課審7-17、徴管6-25、平29課資2-14、平30課資2-9改正）

(注)　対象贈与があった時に措置法第70条の7第29項に規定する現物出資等資産（以下70の7-50において「現物出資等資産」という。）を認定贈与承継会社が有していない場合でも、当該現物出資等資産を有しているものとして上記により措置法第70条の7第29項第2号の価額を算定することに留意する。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

現物出資等に対する規制（事業承継税制）

■規制される現物出資等の内容

☑現物出資
先代経営者所有の動産・不動産などを対象会社へ出資する手法

特に承継会社で使用している事業用資産としての土地や建物について、そのまま個人名義で所有していると相続により他の相続人等にその所有権が分散していく可能性がある場合に、そのリスクを回避する為、承継会社に土地・建物として出資するケースが考えられる（**動産・不動産等から承継会社株式への変換**）。

贈与又は相続開始の日前3 年以内に行われた場合には、現物出資等に関する規制の対象となる。

☑ＤＥＳ（デットエクイティスワップ）
先代経営者からの役員借入金を資本金に変換する際に株式の発行を受ける方法

先代経営者から見れば貸付金債権による承継会社への現物出資にあたるので、上記と同様、納税猶予に係る贈与又は相続開始の日前3 年以内に行われた場合には、現物出資等に関する規制の対象となる。
（**承継会社への貸付金から承継会社株式への変換**）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

会社貸付金解消の概要

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

具体的対応策

１）債権贈与（債権の無償譲渡）

２）給与引下げ後の借入金返済

３）代物弁済

４）債権放棄（債務免除）

５）ＤＥＳ

６）疑似ＤＥＳ

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

1）債権譲渡（無償）

■債権譲渡（無償）による課税関係

B/S

役員借入金	200,000,000
資本金	10,000,000
資本準備金	0
繰越利益剰余金	300,000,000
株主構成	父　：50% 長男：50%

→ 繰越欠損金なし
→ 父給与3,000万円
→ 長男給与1,000万円

⇔

個人財産

貸付金（父）	200,000,000

貸付金（父）	190,000,000	
貸付金（長男）	5,000,000	贈与税（48.5万円）
貸付金（長男の子21歳）	5,000,000	贈与税（48.5万円）
		贈与税（97万円）

→ 20年で2億円を相続財産から完全に消せる
→ 20年間の贈与税負担1,940万円（実効税率9.7%）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

１）債権譲渡（無償）

税理士法人
レディング

■留意点

１．名義変更が真正なものであるか
→ エビデンスが必要（Ex 債権贈与契約書）
→ 債権者（会社）に対する通知が必要（民法467）

（指名債権の譲渡の対抗要件）
第四百六十七条　指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。
２　前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

２．税務以外の観点も必要
→ 特別受益の持戻し（民法903）
→ 遺留分算定基礎の持戻し（民法1044）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

条文参照（新民法903条・904条）

（特別受益者の相続分）
第九百三条　共同相続人中に、被相続人から、**遺贈**を受け、又は**婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与**を受けた者があるときは、**被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし**、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。
２　遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。
３　**被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思に従う。**
４　**婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。**

第九百四条　前条に規定する贈与の価額は、受贈者の行為によって、その目的である財産が滅失し、又はその価格の増減があったときであっても、相続開始の時においてなお原状のままであるものとみなしてこれを定める。

➡ 特別受益の問題＝**遺産分割によって誰がどの財産を取得するかを決める場面（既にもらっている取り分）**
➡ 具体的相続分の計算
➡ 相続人への生前贈与：遺留分改正（2019.7.1～）原則10年戻しとは異なり何年前でも戻すことに・・・

➡ 贈与契約書「当該贈与は贈与者の相続開始時に特別受益の持ち戻し免除とする」旨を記載
➡ 遺言における記載（包括的な記載）
　遺言者は、民法９０３条第１項に規定する相続財産の価額の算定に当たっては、遺言者が生前相続人にした贈与の係る財産の価額は、相続財産の価額に加えないものとする。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

条文参照（民法1044条・1046条）

税理士法人 レディング

第千四十四条　**贈与は、相続開始前の**一年間にしたものに限り、**前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、一年前の日より前にしたものについても、同様とする。**
２　第九百四条の規定は、前項に規定する贈与の価額について準用する。
３　**相続人に対する贈与**についての第一項の規定の適用については、**同項中「一年」とあるのは「十年」**と、「価額」とあるのは「価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）」とする。

（遺留分侵害額の請求）
第千四十六条　**遺留分権利者及びその承継人は、受遺者**（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。）**又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。**
２　遺留分侵害額は、第千四十二条の規定による遺留分から第一号及び第二号に掲げる額を控除し、これに第三号に掲げる額を加算して算定する。
一　遺留分権利者が受けた遺贈又は第九百三条第一項に規定する贈与の価額
二　第九百条から第九百二条まで、第九百三条及び第九百四条の規定により算定した相続分に応じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価額
三　被相続人が相続開始の時において有した債務のうち、第八百九十九条の規定により遺留分権利者が承継する債務（次条第三項において「遺留分権利者承継債務」という。）の額

➡　遺留分の問題＝**遺言や相続開始前の財産処分によって最低限の遺産さえ取得できない相続人が出てきた場面（最低限保障されるべき取り分）**

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

所得税基本通達33-1の6（＋α　38-7の2）

（遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて行う資産の移転）
33-1の6　民法第1046条第１項《遺留分侵害額の請求》の規定による遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求があった場合において、**金銭の支払に代えて、その債務の全部又は一部の履行として資産**（当該遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求の基因となった遺贈又は贈与により取得したものを含む。）**の移転があったとき**は、**その履行をした者**は、原則として、**その履行があった時**において**その履行により消滅した債務の額に相当する価額により当該資産を譲渡した**こととなる。（令元課資３－３、課個２－20、課法11－５、課審７－３追加）

（注）当該遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求をした者が取得した資産の取得費については、38－７の２参照

→　民法の整理　　：**物の直接返還**　　から　**金銭支払**　へ
→　税務上の考え方の変化：**物の返還（相続税の範疇）**から　**代物弁済（譲渡税の範疇）**へ

（遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて移転を受けた資産の取得費）
38－７の２　民法第1046条第１項の規定による遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求があった場合において、金銭の支払に代えて、その債務の全部又は一部の履行として資産の移転があったときは、その履行を受けた者は、原則として、その履行があった時においてその履行により消滅した債権の額に相当する価額により当該資産を取得したこととなる。（令元課資３－３、課個２－20、課法11－５、課審７－３追加）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

2）給与引下げ後の借入金返済

■給与引下げ後の借入金返済による課税関係

B/S

役員借入金	200,000,000
資本金	10,000,000
資本準備金	0
繰越利益剰余金	300,000,000
株主構成	父　：50% 長男：50%

→ 繰越欠損金なし
→ 父給与3,000万円
→ 長男給与1,000万円

⇔

個人財産

貸付金（父）	200,000,000

→ 父給与1,000万円へ減額
→ 父の所得税・住民税につき大幅減少
→ 父の社会保険料につき大幅減少
→ 父への借入金返済を年間2,000万円。10年間で完済
⇒ 個人側での相続税対策必要であるが、流動資産につき、贈与等の対応策が取りやすい
⇒ 会社での損金計上額が減少するため、法人税負担増

■ポイント
相続税減少効果と法人税増額効果の費用対効果を比較考量

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

3）代物弁済

■代物弁済による課税関係

B/S

		役員借入金	200,000,000
不動産	100,000,000	資本金	10,000,000
		資本準備金	0
		繰越利益剰余金	300,000,000
		株主構成	父　：50% 長男：50%

→　繰越欠損金なし

不動産（時価）	200,000,000

⇔

個人財産

貸付金	200,000,000

→貸付金を不動産で回収
→法人側では含み益の顕在化
→個人側では貸付金（額面評価）が
　不動産（相続税評価）となるため評価減の可能性
→生命保険を名義変更しても同様の考え方
　所基通36-37により解約返戻金評価

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

通達検証：所得税基本通達36-37

（保険契約等に関する権利の評価）
36-37　使用者が役員又は使用人に対して支給する生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済契約に関する権利については、**その支給時において当該契約を解除したとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額(解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額との合計額）**により評価する。

→　解約返戻金ありのタイプについては、個人側の資金があれば買い取り可能
→　解約返戻金なしのタイプについては、個人側の資金負担なし

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

４）債権放棄（債務免除）

■債権放棄（債務免除）による課税関係

B/S

役員借入金	0	⇔
資本金	10,000,000	
資本準備金	0	
繰越利益剰余金	300,000,000	
	+132,000,000	←
株主構成	父　：50%	
	長男：50%	

個人財産

貸付金	0

債務免除益	200,000,000
×税率34%	▲68,000,000
税引後利益	132,000,000

→　繰越欠損金なし
→　父給与3,000万円
→　長男給与1,000万円

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

４）債権放棄（債務免除）

令和２年○○月○○日

株式会社○○○○○殿

東京都中央区八丁堀４－１－３

木　下　勇　人　　㊞

債権放棄通知書

私は、貴社に対し、貸付金債権を金○○○○○円を有しておりますが、諸般の事情に照らして、私は本書面をもって、このうち金○○○○○円の貸付金債権を放棄します。

取締役会議事録

１．時：令和２年○○月○○日　　午前１０時００分開会
２．場　所：当会社本社会議室
３．出席者：取締役総数３名　　出席取締役数３名
４．議事の経過の要領及び結果
　議長は、開会を宣し、上記のとおり定足数にたる取締役の出席があったので、本取締役会は適法に成立した旨を述べ、審議を開始した。

議　案　債務免除の件
　議長はこのたび、債権者○○○○氏より貸付金債権の一部放棄の申し出があったので、今後、会社の存続及び業績の回復を図るためにも、これを受け入れたき旨を述べ、議長がその可否を議事に諮ったところ、満場一致をもって可決確定した。
債権金額　金○○○○万円

５．閉　会：議長は午前１０時３０分、閉会を宣言した。
　以上の決議を明確にするため、本議事録を作成し、出席取締役全員が次に記名押印する。

令和２年○○月○○日

株式会社○○○○　取締役会

議長取締役　○　○　○　○　㊞

出席取締役　○　○　○　○　㊞

出席取締役　○　○　○　○　㊞

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

４）債権放棄（債務免除）

税理士法人
レディング

■メリット
✓ 債権放棄した金額だけ個人側の相続財産が消滅し、相続税負担を免れることができる。

■デメリット
✓ 債務免除を受けた法人側で債務免除益課税が起こし、法人税負担が生じる。
✓ 仮に会社の状況が良くなったとしても、会社から回収する可能性が永遠に消滅してしまう。
✓ 自社株評価が上がる（純資産株価）。
✓ みなし贈与課税（相法9）が生じる可能性がある（株主が複数の場合）。

■具体的手続
債権放棄通知書（内容証明郵便＋配達証明郵便）を法人へ送付

■検証
✓ 通常、繰越欠損金の範囲内で実施することが多い
✓ 法人税課税がまるまる生じてしまう（約6,800万円）
✓ 株主が複数（父：50%、長男：50%）かつ資産超過のため、
みなし贈与課税の発動可能性あり

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

検討：債権放棄（債務免除）

税理士法人
レディング

■みなし贈与課税（相法9）が生じる場合

通常、繰越欠損金の範囲内で債権放棄を実施するが、債権放棄による債務免除益計上後、法人側の純資産額が資産超過の場合には、みなし贈与課税が生じる可能性がある（株主が複数の場合）。

１．債務超過 → 債務超過 ：みなし贈与課税なし
２．債務超過 → 資産超過 ：みなし贈与課税あり
３．資産超過 → 資産超過 ：みなし贈与課税あり

■回避策

１）上記２．の場合であれば、事前に債権放棄をする者へ株式を移動しておく。
２）上記２．３．につき、みなし贈与課税と相続税課税とのバランスを考え、場合によってはみなし贈与課税を受ける（シミュレーション必要）。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

検討：債権放棄（債務免除）

■みなし贈与の計算
（平成26年10月29日付の東京地裁の判例（平成23(行ウ)46））

前提：会社規模「中会社の小」
類似業種比準株価（①）×60%＋純資産株価（②）×40%

（①） B（配当）、C（利益）：影響なし
D（純資産）：影響あり（純資産**＋債務免除益**）

（②）仮決算なしと仮定
総資産の額－（負債の額**－債務免除額＋受贈益に係る法人税等相当額**）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

DES実行における諸問題の検証

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

５）ＤＥＳ（債務の株式化）

■ＤＥＳによる課税関係は以下のとおりです。

B/S

役員借入金	0
資本金	10,000,000
資本準備金	0
繰越利益剰余金	300,000,000
株主構成	父　：50%＋？%
	長男：50%▲?%

→　繰越欠損金なし
→　父給与3,000万円
→　長男給与1,000万円

個人財産

貸付金	0
資本金	
資本準備金	

⇔　役員借入金 0 → 貸付金

・債務の株式化
2億円がいくらの株式に返還されるかは
会社の現状株価次第

←　資本金
←　資本準備金

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

５）ＤＥＳ（債務の株式化）

税理士法人
レディング

■メリット

✓ DESした金額だけ個人側の相続財産が減少し、相続税負担を免れることができる。
✓ 法人側で債務超過でないため、法人税課税（債務消滅益）が生じることはない。
✓ 将来的に株式売却により現金化できる可能性あり。
✓ 自己資本比率が上昇する。

■デメリット

➢ 「資本金等の額」が膨らむため、均等割（法人住民税）が増加する（次頁）。
➢ 資本金が1億円超となると国税局管轄となる（無償減資で対応可）。
➢ 資本金が1億円超となると中小法人の特例が使えない（無償減資で対応可）。
➢ 資本金が1億円超となると外形標準課税の対象法人となる（無償減資で対応可）。
➢ 資本金が5億円超となると法定監査を受ける必要が生じる（無償減資で対応可）。
➢ 他の株主にみなし贈与課税のリスクあり。
➢ 会社が債務超過の場合には、債務消滅益課税となる可能性が残る（後述）。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

５）ＤＥＳ（債務の株式化）

■均等割（東京都主税局ＨＰより）

均等割
Q12
　ＤＥＳ（債務の株式化）を行った場合、均等割の税率区分の基準となる資本金等の額はどのように算定しますか。

A12
　ＤＥＳを行った場合、法人税法上の資本金等の額の加算項目に該当します（法人税法施行令第8条第1項第1号）。均等割の税率区分の基準となる資本金等の額においても、この法人税法の取扱いに基づき資本金等の額を計算します。
　ただし、平成27年4月1日以後に開始する各事業年度においては、当該資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合には、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額とします。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

５）ＤＥＳ（債務の株式化）

■無償減資の手続

１．株主総会の特別決議（会社法447条1項、309条2項）

→ ①②の順番で決議する

①減資（資本金の額の減少）

②減資によって発生したその他資本剰余金を欠損てん補に充てる

２．債権者保護手続

→「官報での公告」と「債権者への個別催告」

→ 官報掲載までに2～3週間程度はかかる

→ 債権者が異議を述べることができる期間を１か月以上

→ 減資の手続きは必ず２か月は余裕をみておく

３．減資効力発生日

→ 原則：株主総会の決議で定められた効力発生日

４．変更登記

→ 効力発生日から２週間以内

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

５）ＤＥＳ（債務の株式化）

税理士法人
レディング

■具体的手続

１．株主総会の特別決議（募集事項の決定）

✓ 募集株式の数
✓ 出資する金額
✓ 払込期日または払込期間
✓ 増加する資本金の額
✓ 現物出資財産の内容及び価額

→ 募集株式の発行による変更登記（商業登記法56③四）
借入金の総勘定元帳コピーの添付で足りる
→ 税理士により証明不要（会社法207⑨五）
→ １株いくらで割り当てるか？

２．株式の申込み

３．株式の割当て（株主総会or取締役会）

４．変更登記

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

検討：ＤＥＳ（債務の資本化）

税理士法人 レディング

■会社法と税務の考え方の相違

・会社法：券面額説

借入金　1,000　／　資本金　1,000

・税務　　：評価額説（**H18年度改正**）

借入金　1,000　／　資本金等の額　　0　（←ケースによる）

債務消滅益　　1,000

・別表調整：別表四（加算・留保）

別表五（一）利益積立金額プラス、資本金等の額マイナス

■債権の法人税法上の時価

「合理的に見積もられた回収可能額」：実態B/Sに基づいて評価

債務超過会社の場合、債権評価額はゼロであり、全てが債務消滅益となる可能性がある（法令8①一）。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

検討：疑似DES

税理士法人
レディング

基本的な内容はDESと同じ

■手続き
１．第三者割当増資
２．上記により払い込まれた資金を債権者へ返済

→ 通常、金融機関の協力が必要となる。
→ 株式払込　、　債務弁済　がそれぞれ別行為となるため、
税務上の問題は原則生じない。
→ ただし、両者の取引が一体として行われていると認定された場合には、
否認リスクあり（実務的には否認リスクは低いと考えます）。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

事件内容（損害賠償事件）

税理士法人
レディング

東京地裁平成28年5月30日判決
東京高裁令和元年8月21日判決

１．顧問契約の締結	（平成20年2月11日）
２．相続税の相談	（平成21年6月頃）
３．取引銀行の提案	（平成23年2月23日）
４．清算方式の提案	（平成23年6月14日）
５．DES方式の提案	（平成23年7月13日）
６．DESの実行	（平成23年8月9日）
７．死亡	（平成23年11月28日）
８．債務免除益課税の指摘	（平成24年3月1日）
９．法人がDESを無視した確定申告	（平成24年6月29日）
１０．相続税申告の提出	（平成24年9月頃）
１１．法人による修正申告	（平成24年11月19日）

→ 法人の顧問税理士 と 相続税申告の担当税理士 は別事務所

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

持株会社の基本的な考え方

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

持株会社とは？

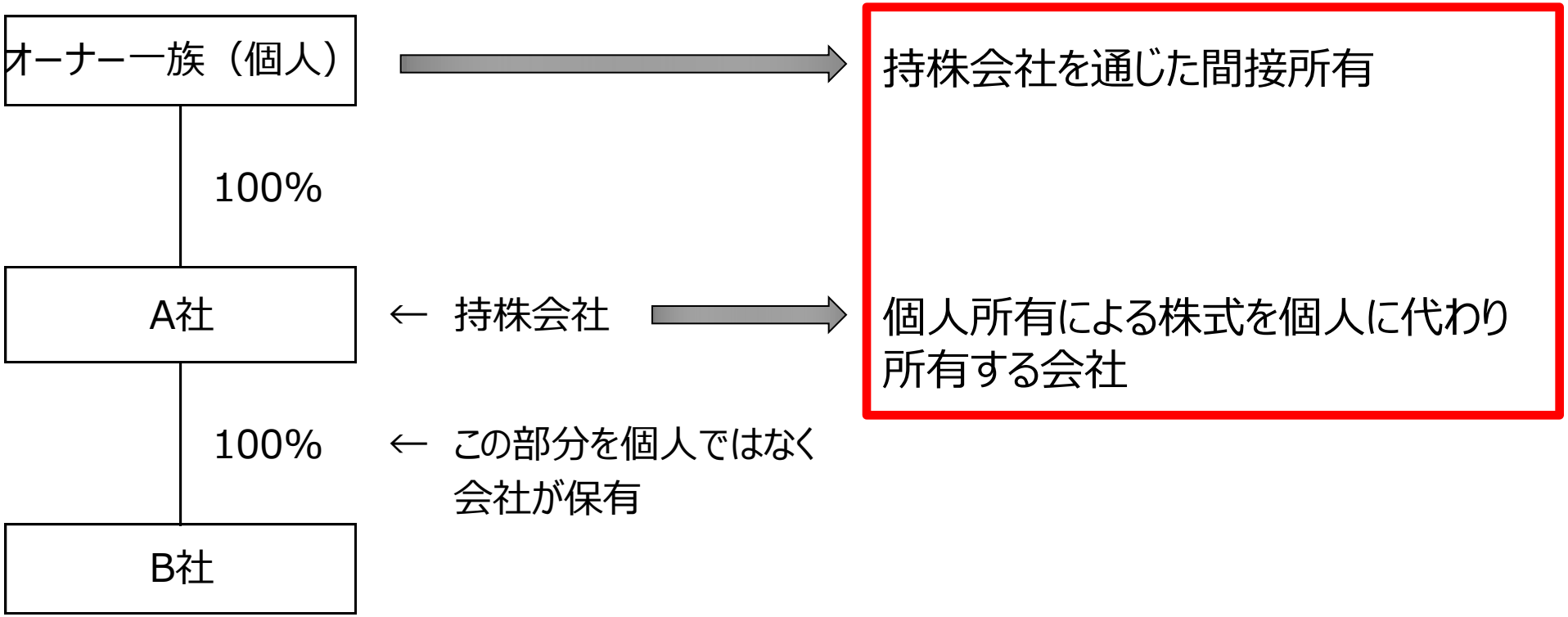

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

持株会社とは？

出典：東京電力ホールディングス株式会社ホームページより

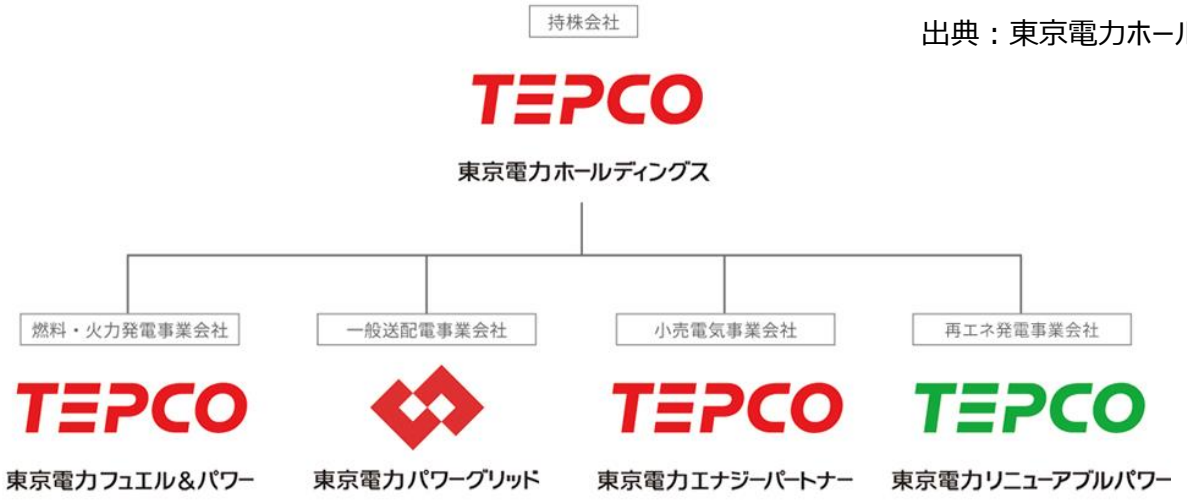

１９９７年１２月　独占禁止法改正により解禁
（それまでは、戦後の財閥復活を阻止するために禁止されていた）

➡ 上場会社にとっての手法＝意思決定の迅速化　（メイン）
➡ 中小企業にとっての手法＝相続・事業承継対策（メイン）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

中小企業における持株会社の利用目的

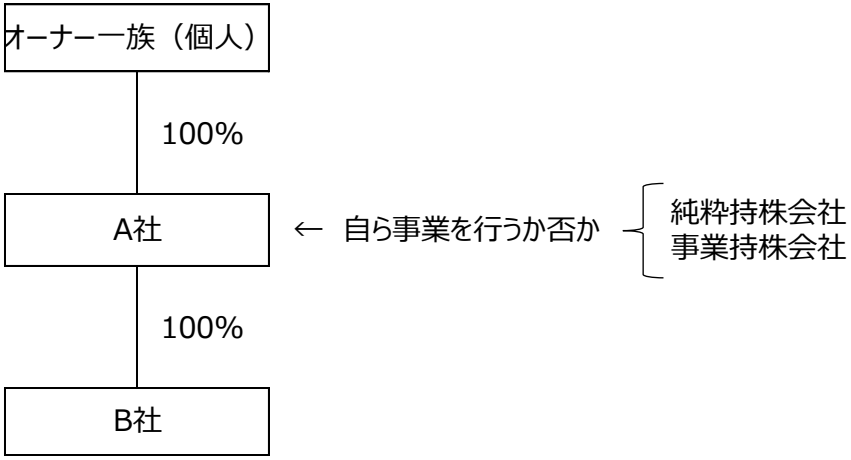

純粋持株会社：自らは事業活動を行わず、他社を支配することだけを目的とする持株会社。東京電力ホールディングスを初めとする多くの上場会社が採用している持株会社がこれに該当する。中小企業で実行すると「株式保有特定会社」に該当する可能性が高くなる。

事業持株会社：自らも事業活動を営み、かつ、他社を支配する持株会社。中小企業が相続・事業承継対策として多くの場面で用いられるのはこちらの持株会社になる。中小企業で実行すると「株式保有特定会社」に該当する可能性をコントロールできる。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

株式保有特定会社への該当可能性

会社規模	判定基準
大会社	株式等の価額(相続税評価価額) / 総資産価額(相続税評価価額) ≧ 50%
中会社	株式等の価額(相続税評価価額) / 総資産価額(相続税評価価額) ≧ 50%
小会社	

※　分子の「株式等」には「新株予約券付社債」を含む

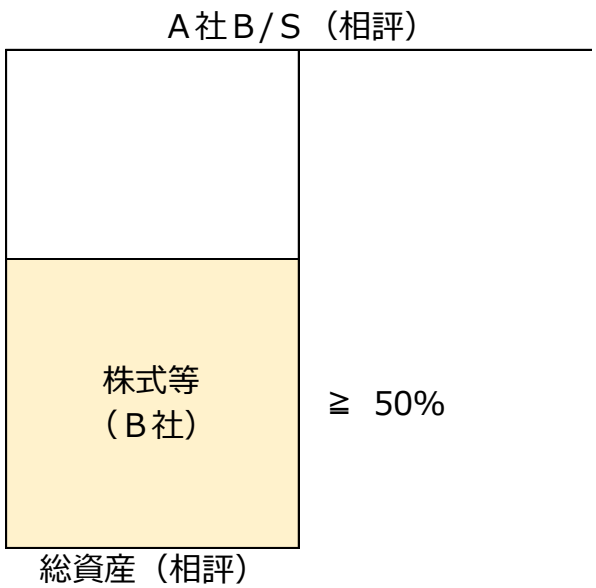

➡ A社株式の評価　＝　原則「純資産価額」
（つまり、類似業種比準株価を使えない）

➡ A社株式を保有する個人の相続税が上がる

➡ 株式保有特定会社に該当させない努力が必要

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

自社株対策における出口

税理士法人
レディング

自社株対策における「**出口戦略**」とは？

↓

税負担を抑えながら後継者に自社株を移転させること

↓

移転：「売買」「贈与」「相続（遺贈、死因贈与を含む）」

→　移転時に株価をどれだけ引下げておけるか！

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

自社株対策における出口

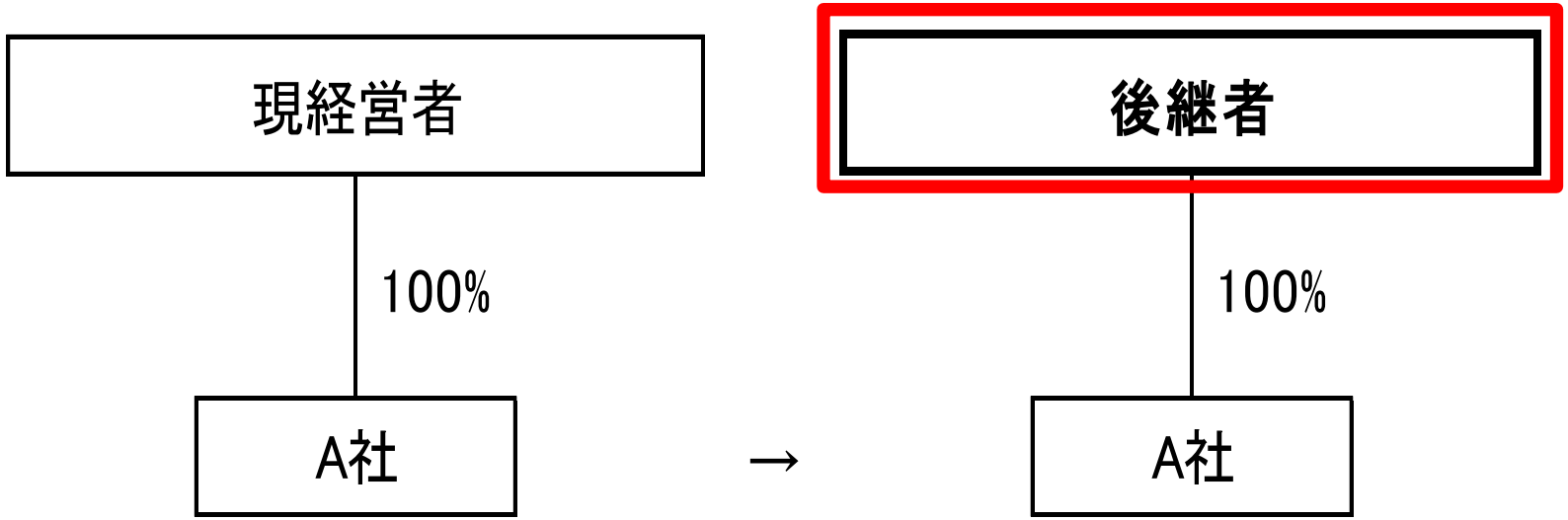

1．株価引下げ　→　2．移転（売買、贈与、相続）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

持株会社に設立した合理的な理由

税理士法人
レディング

■　持株会社の設立目的

☑　節税目的のみ　**ＮＧ**

☑　経済的合理性が必要

・子会社である事業会社の所有と経営の分離
・グループ会社の間接部門の集約
・グループファイナンスの集約
・子会社の管理機能強化
・不動産の集約

など　節税目的はあくまで結果論である必要がある

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

持株会社スキームの方向性検証

■前提

１．内部留保が厚い（純資産額が高額）

２．今後も業績が堅調

→　業績不調であれば、長期的にみて株価下落の可能性が高い

→　大会社の場合、取引価額（売上）減少により会社規模が下がり一時的に株価が高騰する可能性は否めない

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

持株会社スキームの方向性検証

税理士法人 レディング

１．後継者が決定している

（１）株価引下げ手法の検討

☑	株価引下げ策（例示列挙）
□	退職金支給（分掌変更通達に注意）
□	**生命保険加入（「法基通9-3-5の2）よりNG）**
□	含み損の実現（不動産、株式、ゴルフ会員権、棚卸資産など）
□	オペレーティング・リースの活用
□	配当率の引下げ
□	組織再編行為の活用（合併、会社分割、株式交換など）
□	借入金による投資用不動産の購入（3年縛りに注意）

（２）株式異動

→ 暦年贈与、相続時精算課税、贈与税の納税猶予

→ 後継者による新会社設立後の株式買取スキーム
当該方法の場合、現経営者に資金が還流することため対策が必要

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

持株会社スキームの方向性検証

２．後継者が決定していない（早期の株式異動が不可能）

（１）株価抑制手法の検討（一部、引下げ効果があるスキームもあり）

→ 持株会社スキーム

単独会社：株式移転、会社分割

複数会社：株式交換

（２）後継者決定後、株式異動（株価引下げ手法の検討も併せて）

→ 暦年贈与、相続時精算課税、贈与税の納税猶予

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

持株会社スキームの概要と留意点

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

持株会社の設立方法

1. 株式買取による方法　（金融機関提案スキーム）

2. 株式移転による方法

3. 株式交換による方法

4. 会社分割による方法

以下、Ｎｏ２・Ｎｏ３・Ｎｏ４は同族会社100%を前提で進めます。
☑適格要件を満たす
☑少数株主がいない（少数株主がいる場合には事前排除が必要）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

株式買取による手法（金融機関提案スキーム）

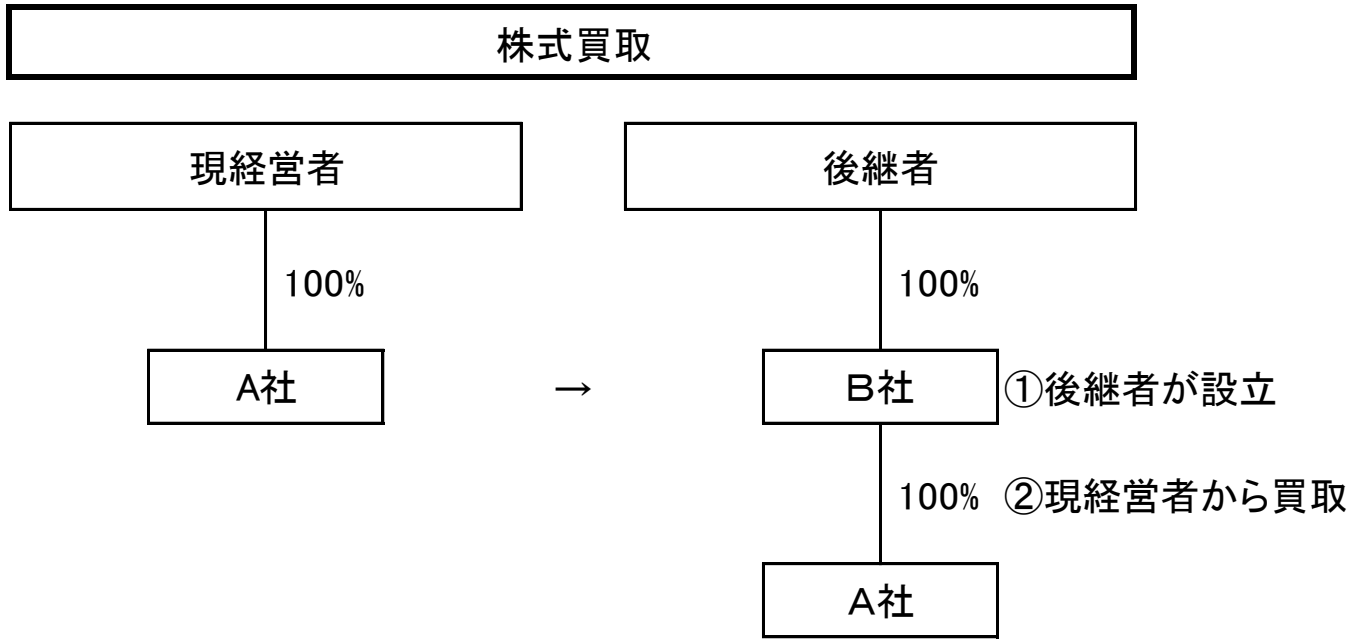

①新設会社成立
②新設会社が現経営者から株式を買取り
　前提：金融機関から新設会社への資金融資
③新設会社から金融機関への資金返済

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

株式買取による手法（金融機関提案スキーム）

■実務上の留意点

①新設会社成立

→　後継者が100%出資できるか？（現経営者の経営支配権維持願望あり）

→　後継者の出資原始は？（親からの現金贈与実行）

②新設会社が現経営者から株式を買取り

前提：金融機関から新設会社への資金融資（事前の折衝が必要）

→　買取り前に株価を引下げておく必要あり

→　譲渡に際しての適正株価とは？（所基通59-6）

③新設会社から金融機関への資金返済

→　新設会社の金融機関への返済原資は？（子会社からの配当等）

→　永続的に返済原資を獲得できるか？　　（子会社の業績次第）

→　新設会社（親会社）の手仕舞いは？

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

株式移転による方法

現状維持

オーナー一族（個人）

100%

A社

現状：4,500円/株
10年後：9,800円/株

→

持株会社化（株式移転）

オーナー一族（個人）

100%

B社

100%

A社

現状：4,500円/株
10年後：9,800円/株

株式保有特定会社に該当！

現状：4,500円/株
10年後：7,839円/株
→ 4,500円/株
＋（9,800円/株−4,500円/株）
×（１－37%）

☑ A社の業績が不調の場合：当該スキーム実行による効果なし
→ あくまで、**株価上昇が見込まれる場合の株価抑制効果にしか過ぎない**
☑ B社の株式保有特定会社が外れれば株価引下げ効果がある
→ A社の不動産や管理部門をB社が吸収分割（無対価分割）など
→ 設立から3年間は不可能（∵開業後3年以内の会社）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

株式交換による方法

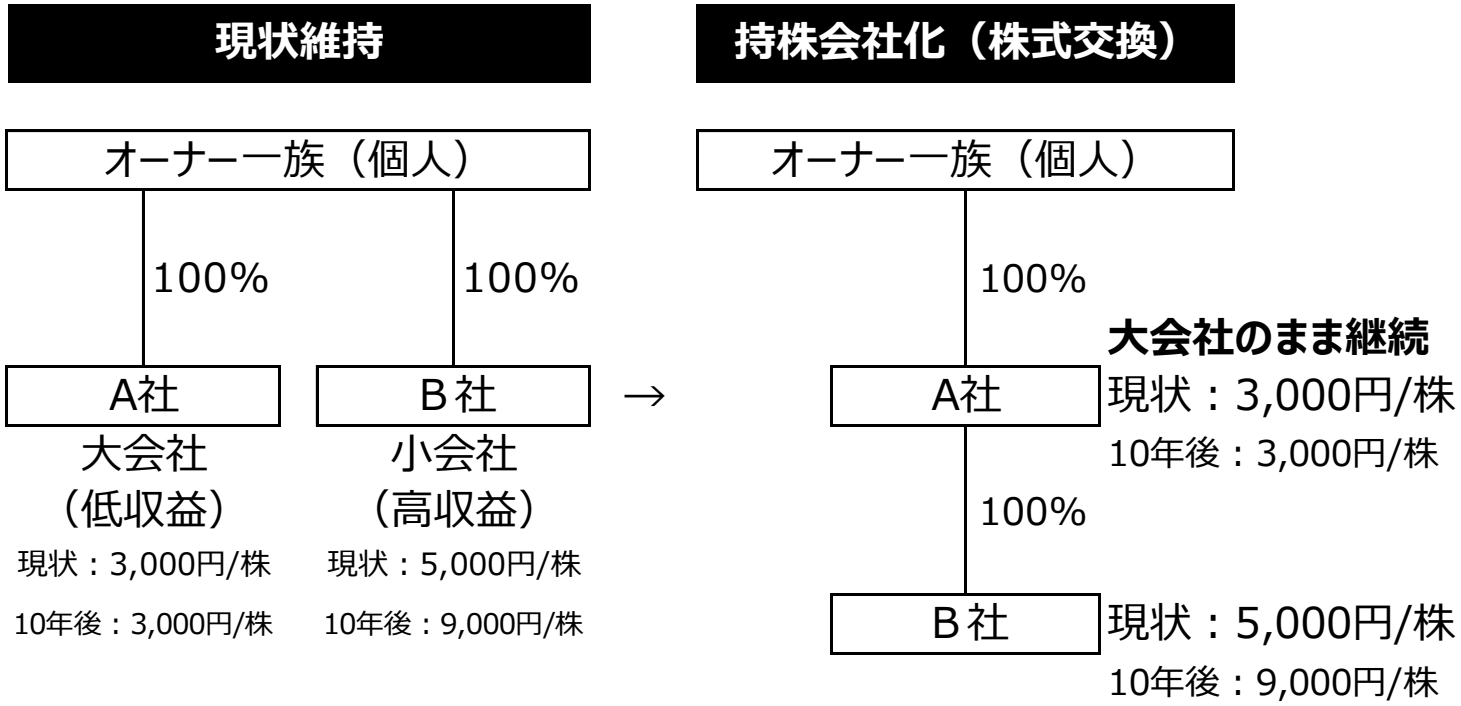

☑Ａ社が大会社のままであれば、Ｂ社の業績好調による株価上昇を排除可能
→　純資産株価の反映がされても、Ｂ社の株価抑制効果あり
☑Ａ社の株式保有特定会社が外れれば株価引下げ効果がある
→　Ｂ社の不動産や管理部門をＡ社が吸収分割（無対価分割）など
→　設立から3年間は不可能（∵開業後3年以内の会社）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

会社分割（新設分社型分割）による方法

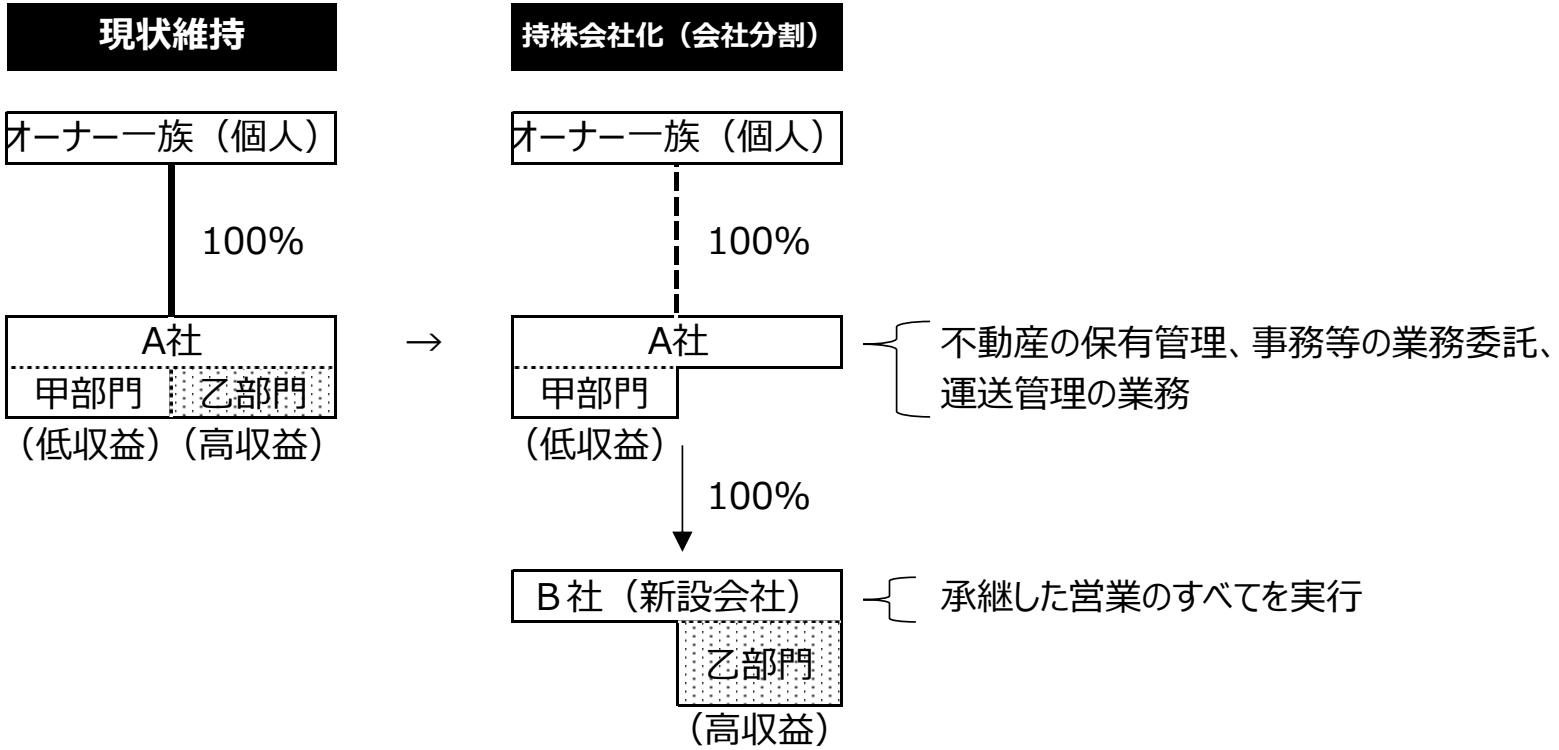

☑Ａ社の高収益部門（乙）によるＡ社株価上昇を抑制可能
☑Ｂ社（乙部門）の業績が好調の場合、Ａ社（甲部門）が株特会社に該当する可能性が高くなる。株式異動タイミング前には株特外しを実行する必要がある
☑事業承継税制を適用した部門だけ残し、Ｍ＆Ａによる売却検討している場合、
　売却検討している部門を子会社にすることで、事業承継税制の期限確定を免れる

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

特例事業承継税制の「入口」と「出口」

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

贈与税・相続税の納税猶予制度（特例版）

税理士法人 レディング

■贈与時の要件

①対象会社	②後継者（全て贈与時）	③先代経営者
・中小企業者であること ただし、以下除く 上場会社 風俗営業会社 資産管理会社（除外規定あり）	・会社の代表者であること	・会社の代表者であったこと
	・本人及び同族関係者で議決権総数の５０％超を保有していること	・本人及び同族関係者で議決権総数の５０％超を保有していること
	・同族内で筆頭株主になること※	・同族内で筆頭株主であったこと
	・２０歳以上であること	
	・役員の就任から３年以上経過していること	

※後継者１人を想定

商業登記が絡む可能性のある部分

■相続時の要件

①対象会社	②後継者	③先代経営者
・中小企業者であること ただし、以下除く 上場会社 風俗営業会社 資産管理会社（除外規定あり）	・相続開始の日の翌日から５カ月を経過する日において会社の代表者であること	・会社の代表者であったこと
	・本人及び同族関係者で議決権総数の５０％超を保有していること（相続開始時）	・本人及び同族関係者で議決権総数の５０％超を保有していること
	・同族内で筆頭株主になること※（相続開始時）	・同族内で筆頭株主であったこと
	・相続開始の直前において、会社の役員であること（被相続人が６０歳未満で死亡した場合を除く）	

※後継者１人を想定

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

出口までを意識する！

歴代社長	年齢	年齢	年齢
父	65歳	~~85歳~~	
長男	40歳	60歳	70歳
孫	10歳	30歳	40歳

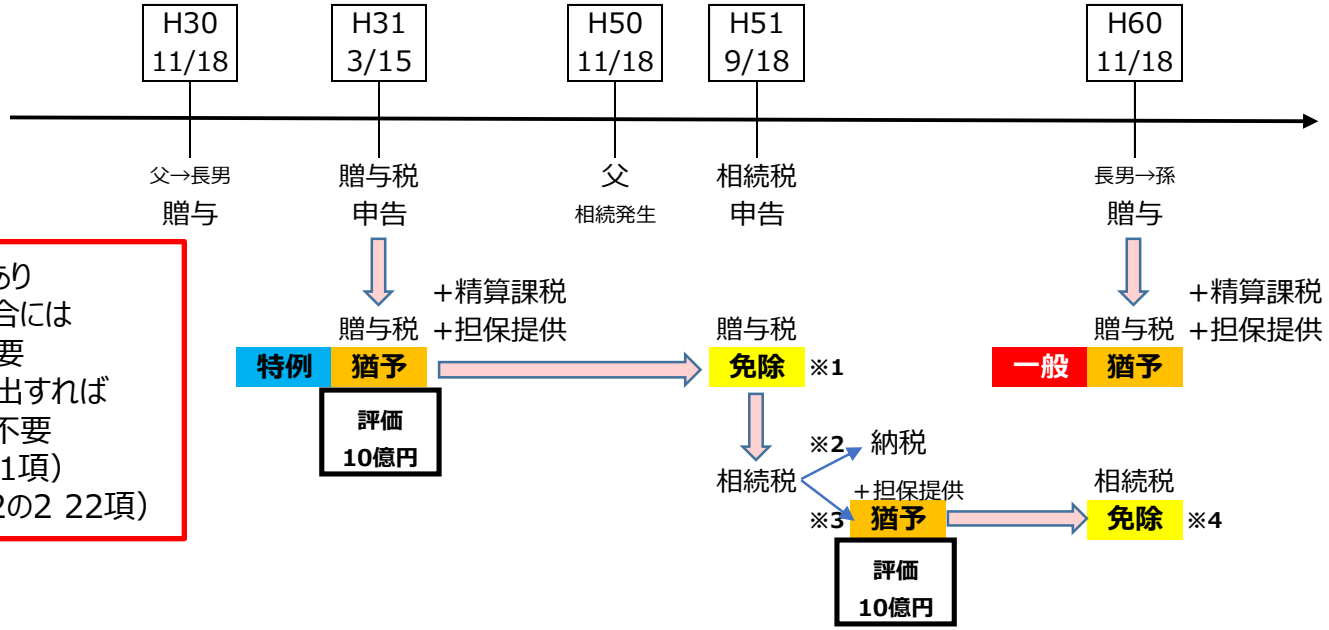

平成31年度税制改正あり
→切替確認を受ける場合には
臨時報告書の提出不要
→切替確認書のみを提出すれば
贈与税の免除届出は不要
（一般：措規23の9 31項）
（特例：措規223の12の2 22項）

※1「相続開始後10カ月以内」に「税務署」へ「贈与税納税猶予免除届出書（死亡免除）提出」
※2「相続開始後10カ月以内」（～H51.9.18）
※3「相続開始後**8**カ月以内」に「都道府県」へ「相続税の納税猶予への切替確認申請書」（～H51.**7**.18）
→「円滑化法の確認（切替確認）」を受ける必要あり
+担保提供 （～H51.9.18）
※4「贈与税申告期限後6カ月以内」に「税務署」へ「相続税納税猶予免除届出書（贈与免除）」提出

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

贈与税：「納税猶予」と「免除」の違い

歴代社長	年齢		年齢		年齢
祖父（先代）	80歳		~~90歳~~		
父（現）	55歳		65歳		75歳
長男（次）	25歳		35歳		45歳

代表は既に交代済み

H30 11/18 祖父→父 贈与

H31 3/15 贈与税申告

H40 11/18 祖父 相続発生

H41 9/18 相続税申告

H50 11/18 父→長男 贈与

特例 贈与税 猶予 ＋精算課税 ＋担保提供

評価 10億円

贈与税 免除

相続税 → 納税 / 猶予

評価 10億円

相続税 免除

一般 贈与税 猶予 ＋精算課税 ＋担保提供

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

相続税：「納税猶予」と「免除」の違い

歴代社長	年齢	年齢
父	~~85歳~~	
長男	60歳	70歳
孫	30歳	40歳

H30 11/18 → 父 相続発生

H31 9/18 → 相続税 申告

H60 11/18 → 長男→孫 贈与

⇩

贈与税 ＋精算課税 ＋担保提供

一般 **猶予**

父が代表のまま亡くなっていた場合：代表交代
既に長男へ代表交代されていた場合：特になし

相続税 → 納税

相続税 → **猶予** → 相続税 **免除**

評価 10億円

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

税理士法人レディングについて

■ 企業との法人申告顧問契約を原則取らない、相続・事業承継専門の税理士法人

・当法人は企業との法人申告顧問契約を原則取らず、「相続」「事業承継」「生命保険」「不動産」を
を切り口に問題解決手段に特化した複合的なコンサルティング業務を展開しております。

■ 相続案件の経験は3000件超という圧倒的な実績

・大規模な相続から小規模な相続まで多種多様な案件の経験があります。

代表社員：木下 勇人

税理士
公認会計士
不動産鑑定士 第2次試験合格
宅地建物取引士
ファイナンシャル・プランナー

■ 税理士法人レディング　基本データ

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-13 宝町TATSUMIビル4F
TEL : 03-6228-3785　FAX : 03-5539-3751
URL : https://www.leding.or.jp　Email : info@leding.or.jp

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

講師著書のご紹介（清文社）

Amazon　税法部門　ランキング1位獲得！

■概要
税理士に求められる問題についてケーススタディをもとに、税務的視点、ビジネス的視点、法務的視点等、あらゆる角度から考える対応策について解説

■目次
第１章　総論　　税理士が担うべき立ち回り（税理士の立ち位置）
第２章　失敗事例から学ぶ対応策
第３章　複眼的視点を養おう
第４章　特例事業承継税制の複眼的な検証

■著者紹介
現在は不動産オーナーを中心とする富裕層への不動産・財産コンサルティング、自社株問題を抱えるオーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開中。税理士会本会・税理士協同組合・税理士会支部・その他税理士向け研修会社・生命保険会社本部・各種不動産事業者など相続実務家に向け、相続・事業承継だけでなく生命保険・不動産・関連法務など周辺知識を交えた実務的な研修を年間150回以上行っている。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

講師著書のご紹介（ぱる出版）

Amazon　相続税・贈与税部門　ランキング1位獲得！

■概要

遺産相続の「節税」には裏ワザがある。遺産相続は、誰もが経験します。そして9割、モメます。争続から節税まで、よくある例から思わぬ例まで、家族全員が心から納得できて、金銭面でも得をする「納得相続」の方法を、相続専門税理士が日本一わかりやすくお教えします。

■目次

Chapter1　「もしも」で考えるあなたの相続
Chapter2　ハウツー本には書いてない、相続税対策の裏話
Chapter3　それって思い込みかも!? 相続の常識 ウソ・ホント
Chapter4　あらためて聞きたい! 相続のソボクな疑問
Chapter5　税理士の僕がやろうと思っている相続の形

■著者紹介

現在は不動産オーナーを中心とする富裕層への不動産・財産コンサルティング、自社株問題を抱えるオーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開中。税理士会本会・税理士協同組合・税理士会支部・その他税理士向け研修会社・生命保険会社本部・各種不動産事業者など相続実務家に向け、相続・事業承継だけでなく生命保険・不動産・関連法務など周辺知識を交えた実務的な研修を年間150回以上行っている。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

講師著書のご紹介（清文社）

■概要

✓ 複眼的視点で考える相続事業承継問題と生命保険の活用法について解説

✓ 相続事業承継に携わる実務家にとっての問題解決の指南書

✓ 生命保険を活用した相続事業承継実務をQ&A（ケーススタディ）わかりやすく解説

■目次

第１章　相続・事業承継の本質的理解
- ・「相続」問題＆「事業承継」問題の整理
- ・生命保険＆遺言の有用性　など

第２章　個人保険・法人保険の本来の活用法
- ・個人保険＆法人」保険のレバレッジ効果と活用場面
- ・バレンタインショック後の生命保険活用

第３章　Q&Aで検討する相続・事業承継実務と生命保険活用の連携
- ・生命保険の法的性格と遺産分割の可否
- ・小規模宅地等の特例と生命保険
- ・遺留分侵害額請求と生命保険
- ・配偶者居住権と生命保険
- ・事業承継税制と生命保険

上記含む、相続・事業承継実務と生命保険の活用法について
Q&A20を掲載

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる